

この調査票は、統計以外の用途には使用しませんから、あつちまを記入してください。

国勢調査に 協力をお願いします！

【調査の対象は日本に住む
 赤ちゃんからお年寄りまで】

世帯員全員について	1 氏名及び男女の別 ・ふだん住んでいる人をもれなく書いてください	1 男 女 [] []
	2 世帯主との続柄 ・孫の配偶者は孫に 兄弟姉妹の配偶者は兄弟姉妹に含めます ・世帯主の配偶者の父母・祖父母・兄弟姉妹はそれぞれ 父母・祖父母・兄弟姉妹に含めます	世帯主 又は 代表者 配偶者 子 の 孫 父母 兄弟姉妹 他の親族 住み込みの 家 営業 その他 祖父母 兄弟姉妹 親族 家事 営業 その他
	3 出生の年月 ・該当する元号について記入したうえで年及び月を書いてください ・生まれた年のマーク欄は 下の例のように記入してください	明治 大正 昭和 平成 [] [] [] [] 年 月 10のケタ 1 2 3 4 5 6 1のケタ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 月 1月 4月 7月 10月 3月 6月 9月 12月
4 配偶者の有無 ・届出の有無に関係なく記入してください	未婚 幼児などを含む 有配偶 死別 離別	[] [] [] [] [] []
5 国籍 ・外国の場合は 国名も書いてください	日本 外国 (国名)	[] [] ↓ ()
6 5年前(昭和60年10月1日)にはどこに住んでいましたか ・昭和60年10月1日以後に生まれた人について	現在と同じ場所 周市町村内の他の市町村 外国 [] [] [] [] [] []	[] [] [] [] [] []



センサスくん

今回から登場した国勢調査のマスコット「センサスくん」

10月1日、全国一斉に国勢調査が行われます。
 この調査は、大正9年から5年ごとに行われ、15回目に当たる今回は、特に21世紀の日本を考える基礎づくりという重要な意味があります。
 調査結果は、国や都道府県・市区町村が、これからの行政を考へていく大切な資料となり、わたしたちの暮らしのさまざまな分野で生かされていきます。
 赤ちゃんからお年寄りまで、日本に住んでいるすべての方が調査の対象となります。9月下旬に、世帯ごとに調査票を配布します。アパートなどに一人暮らしの方、下宿している方は、未成年でも学生でも、世帯主としてご記入ください。
 調査票にある質問は22項目。お答えいただいた内容を統計以外の目的に使用することは、法律で固く禁じられています。
 ご安心のうえ、ありのままをご記入ください。調査票は後日、調査員が集めにうかがいます。外出がちな方は家にいらつしやる日をお伝えください。皆さんのご協力をお願いいたします。

企画課

年金ゼミナール

Q 私は、昭和2年10月5日生まれましたが、国民年金の老齢基礎年金を繰り上げて60歳から受けています。

A 国民年金の老齢基礎年金は、原則として大正15年4月2日以後に生まれた者で受給資格期間が25年（昭和5年4月1日以前に生まれた者は期間短縮の措置があります。）以上にある者に65歳から支給されます。

また老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている場合は、希望すれば60歳から65歳に達するまでの間の希望する年齢から老齢基礎年金を繰り上げて受けることができます。

しかし繰り上げ支給の老齢基礎年金は、請求したときの年金に応じて一定の額が減額され、その額は65歳になっても引き上げられることなく一生減額された年金額が支給されることになります。

この繰り上げ支給の老齢基礎年金は、国民年金の被保険者に

厚年に加入すると繰り上げ支給の老齢基礎年金は支給停止に！

なる全額支給が停止されることになっていきます。

あなたが就職し、厚生年金保険の被保険者になると同時に国民年金の被保険者となります。

また、あなたが会社に勤め、厚生年金に1年以上加入し、標準報酬月額が24万円以下である場合には、特別支給の老齢厚生年金を受けることができます。

しかし、この老齢厚生年金は、老齢基礎年金を繰り上げていなければ、退職後も受けられません。

なお、65歳からは老齢基礎年金と老齢厚生年金を合わせて受けることができます。

繰り上げ支給の老齢基礎年金は、年金額の減額が一生続くほかに次のような制約があります。

① 厚生年金・共済組合に加入すると老齢基礎年金の支給が停止されます。

② 老齢基礎年金が受けられる間は、65歳になるまで老齢厚生（共済）年金は支給が停止さ

れます。

③ 遺族厚生（共済）年金を受けられるようになってからも、64歳までは老齢基礎年金と遺族厚生（共済）年金のいずれか1つを選んで受けることになり

ます。なお、65歳以後は併給されます。また、すでに遺族年金を受けている者が繰り上げ請求をした場合も同様の取り扱いとなります。

④ 寡婦年金を受ける権利がなくなり

ます。などがありますので、繰り上げ請求をする場合は十分に注意する必要があります。

年金相談所

厚生年金及び国民年金についての年金相談所を次のとおり開設します。お気軽にお越しください。

- ◆と き 9月28日（金）午前10時～午後3時
◆ところ 役場1階ロビー
◆相談員 玉名社会保険事務所 相談コーナー

県民提案募集

県民参加の行政を促進するとともに、県政の参考とするため皆さんからの提案を次のとおり募集します。

◆テーマ 「地域福祉におけるボランティア活動」

福祉の目標は、県民すべてが住み慣れた地域の中で家族や友人たちと温かい触れ合いをもって生活できる社会づくりです。こうした「地域社会」の推進にボランティアグループの果たす役割は重要です。

◆応募資格 県内に在住し、次の職に該当しない方。

● 国または普通地方公共団体の議会議員

● 普通地方公共団体の長

◆応募方法 400字詰め原稿用紙（5枚以内）に記入し、郵送または持参してください。

◆送先・問い合わせ先 〒862 熊本市水前寺6-18-1

『社明運動』作文

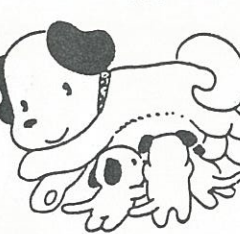
「社会を明るくする運動」期間中、小中学生の作文を募集したところ56点の応募があり、次のとおり入選が決定しました。

【最優秀賞】田中めぐみ（長洲小4年）

【優秀賞】高野恵美子（清里小5年）、西原友美（腹赤小6年）、山内健太郎（六栄小6年）、江崎なぎさ（腹赤中2年）、笠井直美（腹赤中2年）

【入選】長浜美和、一木万里、小暮絵里加、淡河麻夕子、中川栄美、原口真波、馬場庄太、西原三咲、吉村友利、岡松千春、土山さやか、田上麻美、東美紀子、常高恵美子、西原美樹

動物愛護週間



9月20日～26日

個人の住民税

Part 2



知っておきたい税情報

No. 27

今回も先月に引き続き、個人の住民税（含所得税）のことについて説明します。（文中数字は現行適用分です。）

先月号では配偶者控除と扶養控除のことを説明しましたが、今回は老年者、寡婦、寡夫、障害者、勤労学生の各控除について説明します。

老年者控除

納税義務者自身が、65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の者であるとき。

Table with 2 columns: 所得税の場合 (500,000円), 住民税の場合 (480,000円)

が控除されます。

寡婦控除

① 夫と死別、もしくは離婚した後婚姻していない婦人または夫の生死の明らかでない婦人のうち、その者と生計を一にする一定の親族を有する者。

② 夫と死別した後婚姻していない婦人または夫の生死の明らかでない婦人で前年の合計所得金額が500万円（住民税については、現行300万円、平成3年度より500万円）以下である者。

納税義務者自身が上記①または②に該当し、かつ老年者に該当しないとき

Table with 2 columns: 所得税の場合 (270,000円), 住民税の場合 (260,000円)

控除されます。ただし自分自身の所得が500万円以下で、扶養親族である子供を有しているときは

Table with 2 columns: 所得税の場合 (350,000円), 住民税の場合 (300,000円)

の控除となります。

寡夫控除

妻と死別し、もしくは妻と離婚した後婚姻をしていない者、または妻の生死の明らかでない者のうち、その者と生計を一にする一定の親族を有し、かつ前年の合計所得金額が500万円以下で老年者に該当しないとき

Table with 2 columns: 所得税の場合 (270,000円), 住民税の場合 (260,000円)

控除されます。

障害者控除

納税義務者自身またはその控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者があるとき、その障害者1人につき

Table with 2 columns: 所得税の場合 (270,000円), 住民税の場合 (260,000円)

控除されます。

なお障害の程度が重度である場合

- 身体障害者手帳に記載されている身体上の障害の程度が1級または2級である人
● 戦傷病者手帳に記載されている障害の程度が特別項症から第3項症までである人

などの場合は特別障害者として

Table with 2 columns: 所得税の場合 (350,000円), 住民税の場合 (280,000円)

の控除が受けられます。

勤労学生控除

勤労学生とは……

① 自己の勤労に基づく給与所得等があり、② 合計所得金額が62万円以下で、③ 合計所得が10万円以下のものを勤労学生という。

納税義務者自身が勤労学生であるとき

Table with 2 columns: 所得税の場合 (270,000円), 住民税の場合 (260,000円)

控除されます。

※詳しく知りたい方は、役場税務課（☎3111内線151へお尋ねください。

9月は、国保税第2期の納付月です。納期までに納めましょう。なお、出張収納日は9月27日（木）です。

荒尾技能
開発センター

〈能力開発セミナーのご案内〉

荒尾市東大谷4409
☎62-0188

講座名	内容	人員	受付期間	講習期間	講習時間	受講料
CAD取扱入門	簡単な作図をしながらCADの取扱いを習得する講座	6名	9月25日まで	10月1日から 10月22日まで 月水金の8日間	17時30分 から 21時まで	500円
シーケンス有接点	シーケンス制御の実用的回路を学ぶ講座	10名	10月8日まで	10月15日から 10月26日まで 月水金の6日間	18時から 21時まで	2,000円
板金展開製図	展開法を勉強したい方を対象に、展開法の基礎から応用までの実力養成講座	10名	10月22日まで	10月29日から 12月7日まで 月金の12日間	18時から 21時まで	1,500円

◎いずれもお申し込みは荒尾技能開発センターへ！
なお、定員になりしだい締め切りますのでお早目にお申し込みください。

建設省が後援するまちづくり
月間実行委員会では、魅力ある
まちづくりをすすめる、愛着と誇
りをもてるまちをつくりたい
くための標語を次のとおり募
集します。

■応募方法 ハガキによる応募
に限り、1人何点でも応募
できますが、ハガキ1枚につき
作品は1点限りとします。(児
童・生徒の部については、学校
で同形状の用紙を使用し、ま
めて応募することも可)住所、
電話番号、氏名、年齢、性別、
職業(または学校名、学年)応

まちづくり標語募集

募部門(一般の部または児童・
生徒の部)を必ず明記すること。
■応募締切日 9月30日(当日
消印有効)

■賞 各部門ごとに賞状と副賞
を贈呈します。

■発表 平成3年1月
代田区紀尾井町3-32 助都市
計画協会内 まちづくり月間実
行委員会標語募集係
※詳しくは、県土木部都市計画
課(☎096-383-111
1内線6177)へお尋ねくだ
さい。

推薦入学制学生募集

川内職業訓練短期大学校

■募集定員 機械システム系
(若干名)、電子・情報システム
系(若干名)

■応募資格 ①平成3年3月高
等学校を卒業見込みの者。②高
等学校の学業成績が優秀で、本
校においても優秀な成績を修め
得るとともに健康であり、学校
長が責任をもって推薦できる者。

■願書受付 10月29日(月)~11月
12日(月)(必着)

■試験日 11月22日(木)

■試験場 本校

■合格発表 12月7日(金)

■試験科目 面接小テスト(数
学I)

■受験料等 受験料:14、0
00円、入学金:不要、授業料
:188、800円(年額)

■その他 奨学金制度あり、学
生寮あり(男子のみ)

■問い合わせ先 〒895-02
鹿児島県川内市高城町2526
川内職業訓練短期大学校 学生
課(☎0996-22121)

農業委員会
委員一般選挙

任期満了による長洲町農業委
員会委員一般選挙の日程につ
いて、先の選挙管理委員会議決で次
のとおり決定しました。

■選挙期日 告示日
平成2年10月9日

■選挙期日
平成2年10月14日

■選挙すべき委員の数 12名

■立候補届出
平成2年10月9日
午前8時半~午後5時

■立候補予定者事務説明会
日時 平成2年10月3日
午後1時半

場所 役場3階大会議室
※詳しくは、選挙管理委員会
(☎783111内線214)ま
で、

休日 在宅医
9月15日
本田医院(岱明町)☎0012
9月16日
長谷川医院(清源寺)☎3131
9月23日
多田隈医院(向野)☎3011
9月30日
嶋田医院(上沖洲)☎0209
※診療時間は、原則として午前
9時から午後5時までです。

健康まつり

あなたは今、
健康ですか？



●健康づくりの三要素●

運動

栄養

休養

10月1日(月) 健康福祉センター

熊本県下全域が日本脳炎汚染
推定地区に指定されました！

【日本脳炎の予防対策】

1. 休養、栄養、睡眠を十分にとり過労を避けましよう。特に直射日光に長時間さらされないように注意しましょう。
2. 蚊に刺されないように注意し、家屋内外の清掃を行い殺虫防虫にこころがけましよう。

受講者募集

緑の相談室

■とき 10月14日(日)
午前10時
(受付:午前9時半)

■ところ 町民研修センター

■内容 秋の山野草
(鉢物の管理など)

■申込先 役場産業振興課
(☎783111内線233)

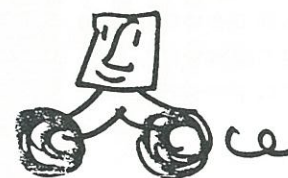
■申込締切日 10月9日(火)
※受講された方には記念品をプ
レゼントします!
(先着100名)

秋の全国交通安全運動

9月21日~30日

運動の重点目標

1. 若年運転車による無謀運転の防止
2. シートベルト、ヘルメットの正しい着用の徹底
3. 違法駐車等の締め出し

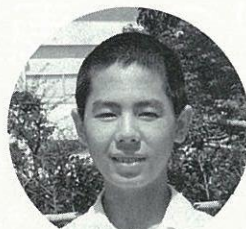


ゆずりあい・ありがとう

安心交通

くまもと

広報の題字を書きました



中山 歩くん

長洲中2年

〈新町〉

夏休みには「吉野ヶ里遺跡」に行きました。大むかしの物が今までよくあんなにきれいに残っていたなあと感動させられました。

好きな科目は英語と数学。

将来は歯医者になりたいです。

自動車税の出張徴収
及び納税相談

◆とき 9月19日(水)

午前9時半～午後3時

◆ところ 役場税務課

(印鑑をお忘れなく)

※詳しくは、県玉名事務所税務

課 (☎742111内線210)

まで。

無料法律相談所

◆とき 10月1日(月)

午前10時～午後3時

◆ところ 熊本地方裁判所玉名支部・熊本家庭裁判所玉名支部

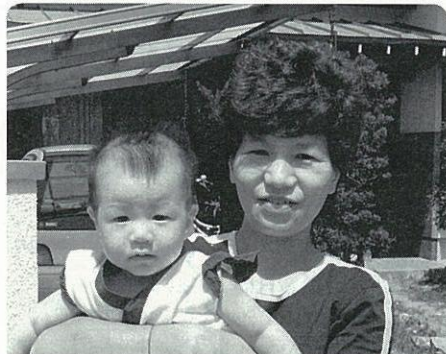
◆担当員 裁判所、検察審査会、

法務局各職員及び弁護士、調停

委員

◆相談内容 一般法律問題、家

庭問題、人権問題、登記、戸籍



ママとワタシ

杉野千恵(ちえ)ちゃん
和廣さん・留美さんの三女
〈赤崎〉

「高い所に登るのが大好きです。
おてんばでもいいから大きく育
ってほしいです。」

保健・衛生だより

◆健康課は☎78-3111(内線142)

※大切なことは、メモしておきましょう!

行 事	日	時	会 場	備 考
3 歳 児 検 診	9月28日(金)	受付 13:30~14:30	町民研修センター	対象者/S62.3.1~4.30生まれの幼児 持参するもの/母子手帳、おしっこ、問診票 ※問診票は事前に記入されてありますと当日の混雑がさけられますので役場健康課へ取りに来られますようお願いいたします。
育 児 相 談	10月9日(火)	13:30~15:00	〃	内容/身長・体重測定、保健栄養指導 持参するもの/母子手帳
ポ リ オ	10月4日(木)	受付 13:30~14:30	向 野 集 会 所	ポリオワクチンは、生後3か月~18か月の間に6週間以上の間隔で2回服用となっています。 18か月から48か月までは服用を受けられなかった人の期間です。 ※体温を測って母子手帳、印かんを持参してください。
	10月5日(金)		清 源 寺 公 民 館	
	10月9日(火)		町民研修センター	
基本健診一部負担金の徴収			基本健診の一部負担金 700円の徴収を 8月21日~23日の 3日間実施しましたが、まだお忘れの方は役場健康課まで納められますようお願いいたします。	

小品盆栽樹心会主催
第3回

小品盆栽展

と き

9月 23日(日)午前9時~午後9時
24日(月)午前9時~午後4時

と ころ
後 援

町民研修センター
町文化協会